

社会福祉法人指導監査結果(令和5年度)

監査実施日	法人名	文書指摘事項	改善状況
令和5年8月3日	あい川福祉会	評議員選任・解任委員会の招集について、理事会において決定すること。	改善済
		評議員会で、報告事項である事業報告について、承認の可否について決議を行っている。	改善済
令和5年8月8日	出雲乳児福祉会	評議員選任・解任委員会の招集について、理事会において決定すること。	改善済
		評議員会で役員を選任した後に、同日開催された理事長を選定する理事会については、招集手続きの省略により行われることになるが、その場合に必要となる招集手続きの省略について理事及び監事全員の同意を得ること。	改善済
		契約について、定款細則で定めた理事長専決の金額を超える場合には、理事会の承認を得ること。	改善済
令和5年8月31日	あすなる会	評議員会で役員を選任した後に、同日開催された理事長を選定する理事会については、招集手続きの省略により行われることになるが、その場合に必要となる招集手続きの省略については理事及び監事全員の同意を得ること。	改善済
令和5年9月7日	ひまわり福祉会	監事の選任にあたり、評議員会の議題とすることについて、現任の監事の過半数の同意を得ていないので、議案を評議員会に提出することを決議する理事会の前に同意を得ておくこと。	改善済
		定款変更について、評議員会で決議されているが、所轄庁への認可申請が行われていない。	改善済
令和5年9月14日	小山福祉会	評議員選任・解任委員会の開催の決定について、理事会の決議を得ること。	改善済
		評議員会で役員を選任した後に、同日開催された理事長を選定する理事会については、招集手続きの省略により行われることになるが、その場合に必要となる招集手続きの省略について理事及び監事全員の同意を得ること。	改善済
令和5年9月26日	慈潤会	評議員会で役員を選任した後に、同日開催された理事長を選定する理事会については、招集手続きの省略により行われることになるが、その場合に必要となる招集手続きの省略について理事及び監事全員の同意を得ること。	改善済
令和5年9月28日	おおつか福祉会	計算書類等が、定時評議員会の日の2週間前の日から備え置かれていない。(決算理事会から定時評議員会まで中14日間空いていない。)	改善済
令和5年10月3日	JAいずも福祉会	評議員会の決議は、法令及び定款に定められた事項に限り行うことができるため、それ以外の事項について決議を行わないこと。	改善済
		理事会及び評議員会の決議について、特別な利害関係を有する者の有無の確認を行うこと。	改善済
		評議員会で役員を選任した後に、同日開催された理事長を選定する理事会については、招集手続きの省略により行われることになるが、その場合に必要となる招集手続きの省略について理事及び監事全員の同意を得ること。	改善済
		理事会の招集通知について、理事会開催日の1週間前までに理事に送付すること。	改善済
		監事の選任に関する議案を評議員会に提出するにあたり、現任監事の過半数の同意を得ていないので、事前に同意を得ておくこと。	改善済
		役員等損害賠償責任保険の加入について、理事会の決議を得ること。	改善済

令和5年10月17日	外園福祉会	評議員会の決議は、法令及び定款に定められた事項に限り行うことができるため、それ以外の事項について決議を行わないこと。	改善済
		監事の選任に関する議案を評議員会に提出するにあたり、監事の過半数の同意を得ていないので、事前に同意を得ておくこと。	改善済
		評議員会で役員を選任した後に、同日開催された理事長を選定する理事会については、招集手続きの省略により行われることになるが、その場合に必要となる招集手続きの省略について理事及び監事全員の同意を得ること。	改善済
令和5年10月24日	わたりはし保育園	評議員会で役員を選任した後に、同日開催された理事長を選定する理事会については、招集手続きの省略により行われることになるが、その場合に必要となる招集手続きの省略について理事及び監事全員の同意を得ること。	改善済
		理事会における理事長の職務執行報告について、定款で定めている回数(毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回)以上報告し、議事録に記載すること。	改善済
		理事会、評議員会の決議について、特別の利害関係を有する者の有無を出欠票に合わせて確認しているが、出欠票が確認できない理事、評議員があった。出席理事、評議員全員について、特別の利害関係を有する者の有無を確認すること。	改善済
令和5年11月8日	真心会	評議員会で役員を選任した後に、同日開催された理事長を選定する理事会については、招集手続きの省略により行われることになるが、その場合に必要となる招集手続きの省略について理事及び監事全員の同意を得ること。	改善済
		理事会における理事長の職務執行報告について、定款で定めている回数(毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回)以上報告し、議事録に記載すること。	改善済
		監事の選任に関する議案を評議員会に提出するにあたり、現任監事の過半数の同意を得ていないので、事前に同意を得ておくこと。	改善済
		退任された評議員に商品券2万円の支出がある。これは役員等退職慰労金にあたるため、支出する場合は役員等報酬規程に規定して支出すること。また、経理規程の関係する条に、役員等退職慰労金について定めること。	改善済
令和5年11月14日	やまゆり	評議員会の決議は、法令及び定款に定められた事項に限り行うことができるため、それ以外の事項について決議を行わないこと。	改善済
令和5年11月22日	湖陵福祉会	令和5年6月開催の定時評議員会終結後を任期の始期とする評議員について、終期に誤りがある。正しい任期の委嘱書を交付すること。	改善済
		評議員選任・解任委員会の開催の決定について、理事会で決議すること。	改善済
		監事の選任に関する議案を評議員会に提出するにあたり、現任監事の過半数の同意を得ておくこと。	改善済
		評議員会で役員を選任した後に、同日開催された理事長を選定する理事会については、招集手続きの省略により行われることになるが、その場合に必要となる招集手続きの省略について理事及び監事全員の同意を得ること。	改善済
		定款において、理事及び監事の報酬総額を別に定めるとされているが、総額が定められていないため、役員等の報酬等並び費用弁償に関する規程に理事及び監事の報酬等の総額を定めること。	改善済
		役員等損害賠償責任保険の加入について、更新の都度、理事会の決議を得ること。	改善済

令和5年12月1日	出雲すみれ福祉会	理事会の決議について、特別の利害関係を有する者の有無を出欠票に合わせて確認しているが、理事長の出欠票が徴取されていなかった。出席理事全員について確認する必要があるため、理事長についても、出欠票を徴すること。	改善済
		役員の選任は、評議員会において候補者1名ごとに採決を行うこと。	改善済
		議事録には議事の内容を正確に記載すること(議案の採決の記載漏れ)。また、議案に関する資料をすべて添付すること。	改善済
		評議員会の決議は、法令及び定款に定められた事項に限り行うことができるため、それ以外の事項について決議を行わないこと。(計算書類附属明細書が決議されていた)	改善済
令和5年12月6日	大社福祉会	評議員選任・解任委員会の開催の決定について、理事会で決議すること。	改善済
		監事が全員欠席で開催された理事会があったが、監事が出席したうえで理事会を開催すること。	改善済
令和5年12月8日	出東福祉会	評議員会で役員を選任した後に、同日開催された理事長及び常務理事を選定する理事会については、招集手続きの省略により行われることになるが、その場合に必要となる招集手続きの省略について理事及び監事全員の同意を得ること。	改善済
令和6年1月10日	星隆会	監事の選任に関する議案を評議員会に提出するにあたり、現任監事の過半数の同意を得ておくこと。	改善済
		評議員会で役員を選任した後に、同日開催された理事長を選定する理事会については、招集手続きの省略により行われることになるが、その場合に必要となる招集手続きの省略について理事及び監事全員の同意を得ること。	改善済
令和6年1月19日	古平田和光会	評議員の選任にあたり、欠格事由に該当していないことを確認するための履歴書、誓約書、特殊関係等調査票について、候補者1名から徴取されていなかった。	改善済
		評議員会の招集について、理事会において決議すること。	改善済

※「改善状況」については、改善済、改善中、未改善と記載する。